

保育料等表（保育短時間）

令和5年10月から

階層区分 (D階層は市民税所得割額)		保育料・給食費（月額）								
		0～2歳児クラス（給食費含む）			3～5歳児クラス（一人あたり副食費）					
		第1子	第2子	第3子以降	3～5歳クラスで 第1子	3～5歳クラスで 第2子	3～5歳クラスで 第3子以降			
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	免除					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0						
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,300	0	0						
	うち、ひとり親世帯等	2,150	0	0						
D1	24,300円 未満	5,300	0	0						
	うち、ひとり親世帯等	2,650	0	0						
D2	24,300円 以上 48,600円 未満	6,300	0	0						
	うち、ひとり親世帯等	3,150	0	0						
D3	48,600円 以上 57,700円 未満	8,300	0	0				4,500		
	うち、ひとり親世帯等	4,150	0	0						
	57,700円 以上 61,000円 未満	8,300	0	0						
D4	61,000円 以上 73,000円 未満	10,000	0	0				4,500		
	うち、ひとり親世帯等	5,000	0	0						
D5	73,000円 以上 77,101円 未満	11,900	0	0				4,500		
	うち、73,000円以上77,100円以下のひとり親世帯等	5,950	0	0						
D6	77,101円 以上 85,000円 未満	11,900	0	0				4,500 ※市外の保育園では、 金額等が異なる場合が あります。		
D6	85,000円 以上 97,000円 未満	14,000	0	0						
D7	97,000円 以上 117,000円 未満	16,100	0	0						
D8	117,000円 以上 137,000円 未満	19,100	0	0						
D9	137,000円 以上 157,000円 未満	22,900	0	0						
D10	157,000円 以上 169,000円 未満	26,400	0	0						
D11	169,000円 以上 189,000円 未満	28,800	0	0						
D12	189,000円 以上 209,000円 未満	30,800	0	0						
D13	209,000円 以上 229,000円 未満	32,700	0	0						
D14	229,000円 以上 249,000円 未満	34,600	0	0						
D15	249,000円 以上 269,000円 未満	36,500	0	0						
D16	269,000円 以上 289,000円 未満	38,200	0	0						
D17	289,000円 以上 301,000円 未満	39,700	0	0						
D18	301,000円 以上 321,000円 未満	41,000	0	0						
D19	321,000円 以上 341,000円 未満	42,400	0	0						
D20	341,000円 以上 361,000円 未満	43,500	0	0						
D21	361,000円 以上 397,000円 未満	44,800	0	0						
D22	397,000円 以上	46,200	0	0						

【備考】

- 1 保育料の算定及び給食費（副食費）の免除判定は、市町村民税所得割額等に基づき決定します。ただし、4月から8月までの間は前年度の市町村民税所得割額等に基づき決定します。
- 2 0～2歳児クラスにおける多子計算の算定対象となる子どもの年齢制限等はありません。就学前までに限らず、生計を一にしている子どもは多子計算の算定対象となります（東京都独自の制度です。）。ただし、3～5歳児クラスの給食費（副食費）の免除における多子計算については年齢制限があります（「5」をご参照ください。）。
- 3 この表の「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）です。
- 4 市町村民税所得割額は、次の税額控除を適用する前の税額とします。（住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額の控除、株式等譲渡所得割額の控除）
- 5 3～5歳児クラスの給食費（副食費）は、市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は77,100円以下）の世帯について、全児童を免除とします。また、認可保育園、認定こども園、小規模保育園、家庭的保育、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童のうち3～5歳児クラスの範囲において、最年長の児童から順に3人目以降について免除とします。